

国立大学法人東京外国語大学大学院総合国際学研究院教授会規程

平成 21 年 3 月 31 日
規 則 第 80 号

改正 平成 27 年 3 月 27 日大学院総合国際学研究院規則第 4 号 平成 27 年 4 月 22 日大学院総合国際学研究院規則第 5 号
令和 5 年 3 月 27 日大学院総合国際学研究院規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学組織規則（令和 2 年規則第 27 号）第 17 条第 4 項に基づき、大学院総合国際学研究院教授会（以下「教授会」という。）に関し必要な事項を定める。

(組織)

第 2 条 教授会は、大学院総合国際学研究院（以下「研究院」という。）に所属する教授、准教授及び講師をもって組織する。

2 教授会は、必要により前項以外の職員を加えることができる。ただし、議決に加わることはできない。

(意見を述べ又は審議する事項)

第 3 条 教授会は、教育研究に関する重要な事項で、学長が教授会の意見を聴くことが必要であると認めるものについて、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

2 教授会は、前項に定めるもののほか、学長及び研究院長（以下「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、学長等の求めに応じ、又は学長等に意見を述べることができる。

(議長)

第 4 条 教授会に議長を置き、研究院長をもって充てる。

2 議長は、教授会を主宰する。

3 議長に事故あるときは、研究院長があらかじめ指名する大学院総合国際学研究院副研究院長がその職務を代行する。

(定足数)

第 5 条 教授会は、構成員の 3 分の 2 以上の出席がなければ議事を開くことができない。

2 議長は、次に掲げる者を前項で規定する定足数から除くことができる。

(1) 国立大学法人東京外国語大学旅費規程（平成 16 年規則第 128 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する出張中の者

(2) 国立大学法人東京外国語大学職員就業規則（平成 16 年規則第 52 号）第 40 条第 2 項に定める研修中の者又は同条第 5 項に規定する特別研修中の者

(3) 国立大学法人東京外国語大学職員勤務時間、休暇等に関する規程（平成 16 年規則第 53 号）第 23 条に規定する病気休暇又は第 24 条に規定する特別休暇の承認を受けている者

(4) 国立大学法人東京外国語大学採用、離職等に関する規程（平成 16 年規則第 56 号）第 21 条に規定する休職の承認を受けている者

(教授会の運営)

第6条 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(構成員以外の者の出席)

第7条 議長が必要と認めたときは、教授会に構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(委員会)

第8条 教授会は、必要に応じ、委員会を置くことができる。

2 委員会は、第3条に規定する審議事項のうち、教授会から付託された事項を審議する。

3 委員会は、前項に規定する付託事項の審議及びその結果を教授会に報告し、必要に応じて所管事項に関する議案を提出することができる。

(研究科等の教授会への付託)

第9条 教授会は、必要に応じ、第3条に規定する審議事項のうち、研究科等の教授会へ付託することができる。

2 研究科等の教授会が、前項に規定する付託事項の行った議決は、教授会の議決とする。

3 研究科等の教授会への付託については、教授会の議を経て、研究院長が別に定める。

(代議員会)

第10条 教授会は、代議員会を置くことができる。

2 代議員会は、第3条に規定する審議事項のうち、教授会から付託された事項を審議する。

3 代議員会が行った議決は、教授会の議決とする。

4 代議員会は、第2項で規定する付託事項の審議及びその結果を教授会に報告しなければならない。

5 その他代議員会に必要な事項は、教授会の議を経て、研究院長が別に定める。

(庶務)

第11条 教授会に関する庶務は、学務部研究院事務課において処理する。

(細目)

第12条 この規程に定めるもののほか、教授会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(規則の改正)

第13条 この規程の改正は、教授会において出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月22日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和5年3月27日から施行し、第11条については、平成29年4月1日から適用する。